

利用上の遵守事項

- 1 利用時間を守る。開放終了時間までには退所すること。
- 2 開放場所以外は立ち入らないこと。また、自転車、自動車は決められた場所に置くこと。
- 3 利用者が出したゴミ等はすべて持ち帰ること。
- 4 学校の備品を使用しないこと。
- 5 校地内は、火気厳禁及び全面禁煙とする。
- 6 利用後は清掃及び使用器具の整理整頓をすること。
- 7 体育館利用団体は、代表者（責任者）が鍵の開閉、戸締り、消灯、警備システムの施錠解除を確実に行うこと。（万が一、操作ミスにより警備保障システムが作動してしまった場合には、学校開放連絡協議会会長へ連絡すること）
- 8 事故防止のため、ゴール等学校で固定されている施設・用具等は動かさないこと。
- 9 霜解けや降雨後で校庭がぬかるんでいる時は、使用しないこと。
- 10 学校行事で使用する事となった場合は、学校行事を優先すること。
- 11 利用団体代表者（団体責任者）は上記の事項を遵守させること。
- 12 その他、必要があるときには管理指導員及び北本市の指示に従うこと。